

令和 6 年度

ごみ処理事業概要

芦屋市環境処理センター

市 民 憲 章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

第1章 市の概要

I 地勢・人口	1
II 芦屋市環境処理センターの位置	2

第2章 組織

I 組織図及び事務分掌（環境処理センター関係）（令和6年4月1日現在）	3
II 環境処理センター組織表（令和6年4月1日現在）	4
収集事業課	4
環境施設課	5

第3章 ごみ処理関係【歳入】決算

I 収集事業課	6
II 環境施設課	6

第4章 ごみ処理関係【歳出】決算（処理原価）

I ごみ処理総合原価計算書（令和6年度）	7
II ごみ処理総合原価算出根拠（令和6年度）	8
III ごみ処理総合経費の推移（年度別）	9
IV 部門別処理経費割合の推移（年度別）	10

第5章 ごみ処理事業

I ごみ処理事業の沿革	11
II ごみ処理事業の遷移	13
1 芦屋市の前身旧精道村におけるごみ処理事業	13
2 芦屋市制発足後のごみ処理事業	13
3 歴代ごみ焼却施設	13
III ごみ処理事業概要	14
IV 収集・運搬	15
1 事業概要	15
(1) ごみの種類と収集の概略	15
(2) 収集事業課保有車両（令和6年4月1日現在）	16
(3) 粗大ごみ・一時多量・植木剪定ごみ処理件数（年度別）	16
(4) パイプライン施設概要（施設導入の経過等）	17
(5) パイプライン施設・設備全体概要	18
ア パイプライン施設・設備全体概要	18
イ 廃棄物運搬用パイプラインの流れ	19
ウ 芦屋浜地区と南芦屋浜地区管路図	20
V ごみ処理施設	21
1 事業概要	21
2 ごみ処理施設概要	21
(1) ごみ焼却施設設備概要	21
(2) ごみ焼却施設のしくみ	22
(3) 資源化施設概要（不燃物処理等）	23
3 環境処理センターごみ搬入量及び処理量の推移（年度別）	24
(1) ごみ搬入量	24
(2) ごみ処理量	24
4 ごみ処理フロー（令和6年度）	25
(1) ごみ全体のフロー	25
(2) 燃やさないごみ・粗大ごみ再資源化フロー	26
5 ごみ質組成分析	27
(1) 燃やすごみ	27
ア 燃やすごみ組成の推移（年平均値・年度別）	27
イ 燃やすごみの組成割合（令和6年度）	27

ウ 燃やすごみ組成の推移（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 27
(2) 燃やさないごみ	・ ・ ・ ・ ・ 28
ア 燃やさないごみ組成の推移（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 28
イ 燃やさないごみ組成の推移（年度別平均値）	・ ・ ・ ・ ・ 29
ウ 燃やさないごみ収集別かさ比重の推移（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 29
エ 燃やさないごみ分別率の推移（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 30
オ ペットボトルの分別率	・ ・ ・ ・ ・ 30
6 環境処理センター運転状況結果（令和6年度）	・ ・ ・ ・ ・ 31
(1) 焼却灰熱灼減量	・ ・ ・ ・ ・ 31
(2) 騒音・振動・臭気	・ ・ ・ ・ ・ 31
(3) 大気環境調査	・ ・ ・ ・ ・ 31
(4) 排出ガスの排出濃度	・ ・ ・ ・ ・ 31
(5) 排出ガス中のダイオキシン類	・ ・ ・ ・ ・ 31
(6) 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類	・ ・ ・ ・ ・ 31
(7) 排ガス中の水銀濃度	・ ・ ・ ・ ・ 31
VI 最終処分	・ ・ ・ ・ ・ 32
1 事業概要	・ ・ ・ ・ ・ 32
2 灰の発生量等（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 32
(1) 発生量	・ ・ ・ ・ ・ 32
(2) 発生率	・ ・ ・ ・ ・ 32

第6章 ごみ減量化・再資源化事業

I 事業概要	・ ・ ・ ・ ・ 33
II ごみ減量化・再資源化施策	・ ・ ・ ・ ・ 33
1 再生資源集団回収（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 33
(1) 登録団体数	・ ・ ・ ・ ・ 33
(2) 回収量	・ ・ ・ ・ ・ 33
(3) 報奨金	・ ・ ・ ・ ・ 33
2 粗大ごみのリユース（繰り返し使う。）（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 34
3 再生資源回収量（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 34
4 リサイクル率の推移（年度別）	・ ・ ・ ・ ・ 35
5 生ごみ堆肥(コンポスト)化容器の購入助成制度（終了）	・ ・ ・ ・ ・ 35

第7章 啓発事業

I ごみの減量化、再資源化啓発等に関する取組一覧表（令和6年度）	・ ・ ・ ・ ・ 36
----------------------------------	--------------

第1章 市の概要

I 地勢・人口

本市は、兵庫県の南東部、阪神地域のほぼ中央に位置しており東は西宮市、西は神戸市に隣接し、面積は18.57km²、距離が東西 約2.5km、南北 約9.6kmの細長い市域となっている。

自然環境としては、六甲の山並みを背にして、穏やかな大阪湾を望む傾斜地に、豊かな扇状地の市街地が広がっている。市内を流れる芦屋川は六甲山の緑、青空や松並木、川べりの土の色に映えながら、四季折々の風景と調和している。優美な自然景観と交通環境に恵まれ、日々の暮らしを彩れる魅力あるまちとして、いにしえより愛され続けてきている。また、新しい芦屋・南芦屋浜地域には、親水公園や潮芦屋ビーチやマリナー施設などのある住宅地が広がっている。

本市は昭和26年に公布された「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を目指し、文化の薫り高い、緑豊かで良好な住環境を有する文化住宅都市として発展してきた。

平成16年1月に「芦屋庭園都市宣言」を行い、世界の人々が芦屋を一度は訪れてみたいと思うような清潔で花いっぱいの美しいまちにすることを目指し、オープンガーデンや花と緑のコンクールなどに取り込んでいる。

また、平成21年7月から市内全域を対象とした「芦屋景観地区」指定を行うとともに、地区計画制度を活用し住環境に配慮したまちづくりを進めている。

第5次総合計画（令和3年策定）では、『人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市』を将来像として掲げている。また、2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指す『芦屋市ゼロカーボンシティ』を令和3年6月1日に表明しています。

令和 6 年10月1日現在		
人 口	男	42,307 人
	女	51,771 人
	計	94,078 人
世 帯 数		45,405 世帯
面 積		18.57 Km ²

(住民基本台帳人口)

Ⅱ 芦屋市環境処理センターの位置



ページ調整のため余白

第 2 章 組 織

I 組織図及び事務分掌（環境処理センター関係）（令和6年4月1日現在）

市民生活部長

（その他：人権・男女共生課、市民課、地域経済振興課、保険課、上宮川文化センター、環境課）

市民生活部環境・経済室長

（その他：地域経済振興課、環境課）

収集事業課長

収集係長

主査

【事務分掌】

- ・一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- ・一般廃棄物の収集施設及び器材の維持管理に関すること。
- ・一般廃棄物の収集及び処理手数料（植木の剪定廃棄物処理手数料及び一時多量ごみ処理手数料に係るもの）の収納に関すること。
- ・一般廃棄物等の不法投棄に関すること。

環境施設課長

管理係長

【事務分掌】

- ・ごみの減量化及び再資源化等に関すること。
- ・家屋解体撤去に関すること。
- ・清掃事業の調査、統計及び企画に関すること。
- ・清掃事業に係る各種協議会に関すること。
- ・一般廃棄物の収集及び処理手数料（収集事業課の所管に属するものを除く。）の収納に関すること。

環境施設担当課長

施設係長

主査

【事務分掌】

- ・一般廃棄物等処理施設に関すること。
- ・一般廃棄物運搬用パイプライン施設に関すること。
- ・環境処理センター施設改修事業に関すること。

Ⅱ 環境処理センター組織表（令和6年4月1日現在）

収集事業課

事務職 1	課長 1
衛生監視職 1	主査 1
事務職 2	収集係長 1 主事 1
運転職 作業職 27	技能長 8
	運転職 7
	作業職 12
会計年度任用職員	ごみ収集作業 (4)
合計（市）	31人（会計年度任用職員除く。）

(参考) 業務委託	粗大ごみ受付 2
	清掃 1
合計（委託）	3人（当施設で勤務（登録）している業務）

総計	34人　うち、市職員 31人（会計年度任用職員除く。）
----	-----------------------------

環境施設課

技術職 1	課 長 1
技術職 1	主 幹 1
事務職 1	課 長 補 佐 1
事務職 2 会計年度任用職員 除く	管 理 係 長 1 主 事 1 会計年度任用職員 (2)
技術職 4 会計年度任用職員 除く	施 設 係 長 (機械) 1 主 査 (建築) 1 技 師 (土木) 1 技 師 (電気) 1
技能職 1 会計年度任用職員 除く	リサイクル (粗大ごみ資源化) 技 師 1 会計年度任用職員 (1)
合計 (市)	10 人 (会計年度任用職員除く)

(参考) 業務委託 39	芦屋市環境処理センター長期包括的運営業務					不燃物処理
	総括責任者 1		電気主任技術者 1			
	小計	焼却炉運転 計量・ステージ 17	パイプライン 運転 7	持ち込みご み予約受付 5	清掃 1	7
	内 訳	副総括責任者 (総括責任者 兼務) (1)	副総括責任者 1	班 長 1	清掃員 1	現場責任者 1
		事 務 員 1	事 務 員 1	係 員 4		副現場責任者 1
点検技術員 4		技 術 員 5			運 転 手 5	
運 転 員 8 (4 班×2 人)					作 業 員	
	計 量 員 4					
合計 (委託)	39 人 (当施設で勤務 (登録) している業務)					

総計	49 人	うち、市職員 10 人 (会計年度任用職員除く)
----	------	-----------------------------

第 3 章 ごみ処理関係【歳入】決算

ごみ処理関係【歳入】決算

I 収集事業課

(単位：円)

事項名	決算	構成比
一時多量ごみ処理等手数料	1,554,600	7.91%
消費者行政推進・強化事業補助	680,562	3.46%
資源ごみ(紙類)売却代金	17,424,550	88.63%
合計	19,659,712	100.00%

II 環境施設課

(単位：円)

事項名	決算	構成比
衛生施設目的外使用料	3,583,785	1.99%
廃棄物処理手数料	111,800,520	62.19%
粗大ごみ処理手数料	13,671,000	7.60%
一般廃棄物処理業等許可更新手数料	48,000	0.03%
循環型社会形成推進交付金	7,000,000	3.89%
消費者行政推進・強化事業補助	2,669,578	1.48%
一般廃棄物処理業許可車両標識料	11,200	0.01%
リサイクル事業雑入	22,500	0.01%
特定家庭用器具処理手数料	17,700	0.01%
資源ごみ(不燃物)売却代金	40,595,388	22.58%
資源化物有償入札拠出金	268,370	0.15%
自動販売機電気使用料	107,347	0.06%
合計	179,795,388	100.00%

第4章 ごみ処理関係【歳出】決算 (処理原価)

II ごみ処理総合原価算出根拠 (令和6年度)

単位：円

		収集部門			
		車両収集	真空収集	委託収集	計
職員人件費 会計年度任用職員	給料、手当、旅費、共済等	254,702,040	16,485,606		271,187,646
	報酬、手当、旅費、共済等	21,628,246			21,628,246
	小計 (職員等人件費)	276,330,286	16,485,606	0	292,815,892
事業別経費	報酬				0
	報償費				0
	旅費				0
	需用費 (共通経費の電気、ガス、電信電話料を含む)	14,952,068	5,537,620		20,489,688
	役務費	1,495,669			1,495,669
	委託料	13,773,195	118,960,819	201,310,780	334,044,794
	使用料及び賃借料	80,486			80,486
	工事請負費	16,217,300	90,348,500		106,565,800
	備品購入費	6,149,000	1,385,450		7,534,450
	負担金、補助及び交付金	15,000	200,000		215,000
	補償、補充及び賠償金				0
	公課費	339,000			339,000
	小計 (経費)	53,021,718	216,432,389	201,310,780	470,764,887
合計 (人件費 + 経費)		329,352,004	232,917,995	201,310,780	763,580,779

収集量 (t)	7,247	2,012	7,563	16,822
人口	40,833	13,860	39,385	94,078
世帯数	19,509	7,026	18,870	45,405

単位：円

	車両収集	真空収集	委託収集	計
1 t 当たり	45,447	115,764	26,618	45,392
(参考) 1 人当たり	8,066	16,805	5,111	8,116
(参考) 1 世帯当たり	16,882	33,151	10,668	16,817

単位：円

中間処理部門		最終処理部門	施設整備部門
環境問題・資源化	焼却処理	最終処分	建替え等
32,954,430	13,871,120		29,271,930
	4,256,490		
32,954,430	18,127,610	0	29,271,930
161,400			
10,345,716	8,100		174,900
5,760			106,900
9,000,084	6,573,619		
1,508,493	405,056		0
66,719,194	620,011,121	62,108,014	19,737,300
221,960	392,295		0
17,532,020	118,800		
21,450	14,850		
13,000	189,700	5,000	
	261,200		
105,529,077	627,974,741	62,113,014	20,019,100
138,483,507	646,102,351	62,113,014	49,291,030

Ⅲ ごみ処理総合経費の推移（年度別）

原価要素 年度	R2	R3	R4	R5	R6
年間経費（円） （施設整備を除く）	1,574,761,352	1,429,438,005	1,536,559,449	1,589,036,179	1,610,279,651
ごみ排出量（t）	32,865	32,439	31,241	30,440	28,770
1t当り原価（円）	47,916	44,065	49,184	52,202	55,971
1人当り原価（円）	16,493	14,999	16,112	16,758	17,116
一世帯当り原価（円）	34,990	31,706	33,832	34,924	35,465
人口（人）	95,475	95,305	95,367	94,824	94,078
世帯	45,005	45,084	45,418	45,500	45,405

※人口、世帯数は10月1日の値

施設整備（建替え）	31,818,951	86,986,378	48,906,967	49,291,030
-----------	------------	------------	------------	------------

IV 部門別処理経費割合の推移（年度別）

項目	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ排出量 (t)		32,865	32,439	31,241	30,440	28,770
1t当り原価 (円)		47,916	44,065	49,184	52,202	55,971

部 門 別

車両収集	(%)	21.0	21.2	20.2	22.4	20.5
	(円)	330,404,123	302,480,332	311,152,304	356,094,094	329,352,004
真空収集	(%)	15.4	9.8	15.5	13.9	14.5
	(円)	242,214,432	140,326,375	237,998,726	221,441,975	232,917,995
委託収集	(%)	11.3	12.5	11.9	12.1	12.5
	(円)	177,527,240	177,986,600	183,324,680	191,510,748	201,310,780
資源化	(%)	7.7	9.7	8.6	8.5	8.6
	(円)	121,537,386	138,982,817	132,356,360	135,418,965	138,483,507
焼却	(%)	40.8	42.7	40.5	40.0	40.0
	(円)	642,875,491	611,168,901	621,669,719	635,899,617	646,102,351
最終処理	(%)	3.8	4.1	3.3	3.1	3.9
	(円)	60,202,680	58,492,980	50,057,660	48,670,780	62,113,014
合計	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(円)	1,574,761,352	1,429,438,005	1,536,559,449	1,589,036,179	1,610,279,651

施設整備(建替え)	(円)	31,818,951	86,986,378	48,906,967	49,291,030
-----------	-----	------------	------------	------------	------------

ページ調整のため余白

第5章 ごみ処理事業

I ごみ処理事業の沿革

明治22年		精道村誕生（芦屋・打出・三条・津知の4村合併）人口3,285人
大正9年		住宅化が進む。人口11,151人
大正15年		ごみ収集開始
		村域を国道2号線で2分割し、5日に1回収集（掃除人4人、大八車4台 2班）
昭和5年		人口28,731人
昭和6年		焼却場（1代目 南宮町）竣工 32年間稼働
昭和15年	1月10日	芦屋市誕生（全国で173番目）
昭和34年		不燃物収集開始
昭和38年	9月	焼却場（2代目 南宮町）建替え 14年間稼働
昭和45年		同上 能力アップ 40t/日→60t/日
昭和50年		「芦屋浜コンペ」実施→ASTM企業連合の提案が選ばれ、街づくり始まる。
昭和51年		芦屋浜地区完成
昭和52年	7月1日	焼却場（3代目 浜風町）建替え 19年間稼働
昭和52年	7月1日	缶圧縮機稼働開始
昭和54年	4月18日	パイプライン（芦屋浜地区）運転開始
昭和56年		資源ごみ集団回収報奨金制度開始
昭和56年	10月	芦屋浜地区 パイプラインによる可燃と不燃の混合収集から缶・ビンの分別収集を開始
平成元年	3月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成2年	11月1日	切断機（アリゲーター式）稼働開始
平成2年	12月1日	市役所庁舎内 古紙回収開始
平成3年	9月2日	牛乳パック回収開始（市内公共施設）
平成3年	9月17日	生ごみ堆肥（コンポスト）化容器購入助成制度のモニターを実施
平成4年	4月1日	生ごみ堆肥（コンポスト）化容器購入助成制度開始
平成4年	4月16日	ニカド電池回収（市内公共施設）
平成4年	6月24日	焼却場（4代目 浜風町）着工
平成4年	7月23日	不燃物選別コンベア設置
平成4年	10月	3分別（粗大・可燃・不燃）から5分別収集開始（不燃ごみを缶・ビン・その他に細分別）
平成4年	12月1日	不燃性粗大ごみ破砕機稼働開始
平成5年	10月	フリーマーケット開始
平成7年	1月17日	阪神・淡路大震災により芦屋市の30年分にあたる震災ごみが発生
平成7年	3月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成8年	1月	南芦屋浜地区「海に親しむ街づくり」計画策定
平成8年	1月24日	第1回 公害防止協定による運営協議会開催（焼却施設）（継続開催）
平成8年	3月	焼却場（4代目 浜風町）建替え
平成8年	7月1日	ごみ搬入手数料改定 100kg 当たり 250円→700円
平成8年	9月1日	粗大ごみ（自転車・家具類）のリユース開始
平成9年	3月	粗大ごみ（自転車・家具類）リユースフェスタ開催開始
平成10年	3月	震災復興住宅完成 入居始まる。
平成10年	3月31日	可燃性粗大ごみ破砕機稼働開始（新工場）
平成10年	4月1日	阪急以北民間委託収集開始
平成10年	8月	旧パイプライン施設を更新し、南芦屋浜の一部を空気輸送収集開始
平成11年	4月1日	資源ごみ集団回収報奨金助成改定 1Kg 当たり 5円→6円
平成12年	7月1日	ペットボトル分別収集開始（6分別収集となる。）
平成13年	4月1日	家電製品四品目（冷蔵庫、エアコン、洗濯機、テレビ）を有料処理開始
平成13年	10月1日	粗大ごみ（88品目）を申込制で有料による収集処理開始
	〃	公共事業の廃棄物処理手数料の徴収開始
	〃	パイプラインによる収集地区の可燃粗大ごみは、毎月第2週の木曜日に別途収集開始
平成15年	7月	粗大ごみ88品目から232品目に種別を増やす。
平成15年	10月1日	家庭用パソコン（メーカー系）の再資源化開始（ユーザー自主処理）
平成16年	2月1日	資源ごみ集団回収報奨金改定 1Kg 当たり 6円→4円
平成16年	3月	資源ごみ集団回収品目のビンを対象から除外（H16.3月分から）

平成16年	4月	1日	JR以北民間委託収集開始（楠町一部含む）
	〃		廃棄物処理手数料改定 100kg 当たり 700円→900円
	〃		家電リサイクルのエアコン、テレビ（ブラウン管）、冷蔵庫、洗濯機に冷凍庫が加わった。
	〃		段ボール、雑誌・チラシ類、新聞紙・紙パック分別収集開始（12分別収集となる。）
平成16年	6月	29日	拠点回収の牛乳パック回収箱、空き缶圧縮機、ニカド電池回収箱撤去
平成16年	7月	1日	メーカー系の家庭用パソコンに加え、自作、倒産メーカーパソコンの再資源化開始
平成17年	5月		芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成18年	2月	1日	資源ごみ集団回収報奨金を一つの交付団体につき、年度当たり80万円の上限設定
	〃		当該団体外のものの資源ごみを回収する場合、同意書の提出を必要とした。
	〃		回収業者が資源ごみを有償で回収した場合、当該資源ごみに係る報奨金は、交付しない。
平成18年	4月	1日	計量業務を直営から委託とした。
平成18年	6月	1日	廃棄物減量等推進審議会条例の制定
平成20年	3月	31日	生ごみ堆肥（コンポスト）化容器購入助成制度廃止
平成20年	11月	1日	家電リサイクルのエアコンとテレビ、冷蔵庫・冷凍庫が大きさごとに料金改定になった。
平成21年	4月	1日	環境処理センター環境マネジメント（EMS）開始
	〃		従来の家電リサイクル品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が加わった。
平成24年	3月	26日	再生資源（紙類、缶、ビン、ペットボトル）の持ち去りの禁止規定を設けるため「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正。（施行日：平成24年7月1日）
平成24年	3月		芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成24年	7月	1日	再生資源の持ち去り防止パトロール開始
平成24年	7月		資源ごみ集団回収の参加世帯数を20世帯から10世帯に変更
平成25年	4月		ステンレス屑、被覆電線の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成25年	10月		高齢者等のごみ出し支援「さわやか収集」開始
平成26年	6月	5日	第1回芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設検討委員会開催（平成27年3月27日終了）
平成26年	10月	1日	予約によるごみの持ち込み開始
平成27年	2月		小型家電の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成27年	4月		古着、紙類の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成27年	4月	1日	ペットボトル収集を月1回から2回に拡充（第3週水曜に第1週・第5週を加える。）
平成27年	12月		従来の年末特別収集（12月29・30日）に加えて、12月31日の収集を開始
平成28年	9月	17日	第1回 ゴミパイプライン協議会開催（継続開催）
平成28年			収集業務管理棟改修工事
平成29年	3月		芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
			銅、真鍮の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成30年	12月		芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例の制定 （施行日：平成30年12月21日）
令和元年	5月		庁内会議でのペットボトル飲料による飲料提供を廃止
令和元年	9月		焼却施設における水銀対策の実施（排ガスの低温化及び活性炭吹込み）
令和2年	4月	1日	廃棄物処理手数料改定 100kg 当たり 900円→1,080円
令和3年	4月	1日	長期包括的運営業務開始（炉、パイプライン、持ち込み予約、清掃他）
令和4年	3月		芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
令和4年	6月		「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正。（指定ごみ袋制度） （施行日：令和5年10月1日）
令和5年	10月	1日	指定ごみ袋制度の開始
令和6年	11月、令和7年	3月	本・古着の交換会 試行的に実施
令和7年	3月	25日	芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約を定める協議書

令和7年3月末時点

Ⅱ ごみ処理事業の遷移

1 芦屋市の前身旧精道村におけるごみ処理事業

明治22年、芦屋・打出・三条・津知の4村が合併して精道村が誕生し、人口は3,285人であった。その後、大正9年には、住宅化が進み11,151人となり、ごみ処理が当時の村議会でも重大な行政課題となった。

ごみの収集は、大正15年頃から村域を国道2号で南北2区に分け、それぞれに掃除人4人、大八車4台を配置して5日に1回の収集が始められた。

当時のごみは、打出字西新田52番地（現在の西藏町）で野焼きによって処理されていたが年々増加する塵芥を野焼きといった原始的な方法で処理することにより、周辺農作物への被害・補償問題も起こり、新型焼却炉の建設が急がれることとなった。

その後も人口増加はめざましく、昭和5年には28,731人に達し、昭和6年に待望の1代目焼却場が建設費総額約7万6千円(当時の村歳出計約45万円)で南宮町に完成した。(32年間稼動)

2 芦屋市制発足後のごみ処理事業

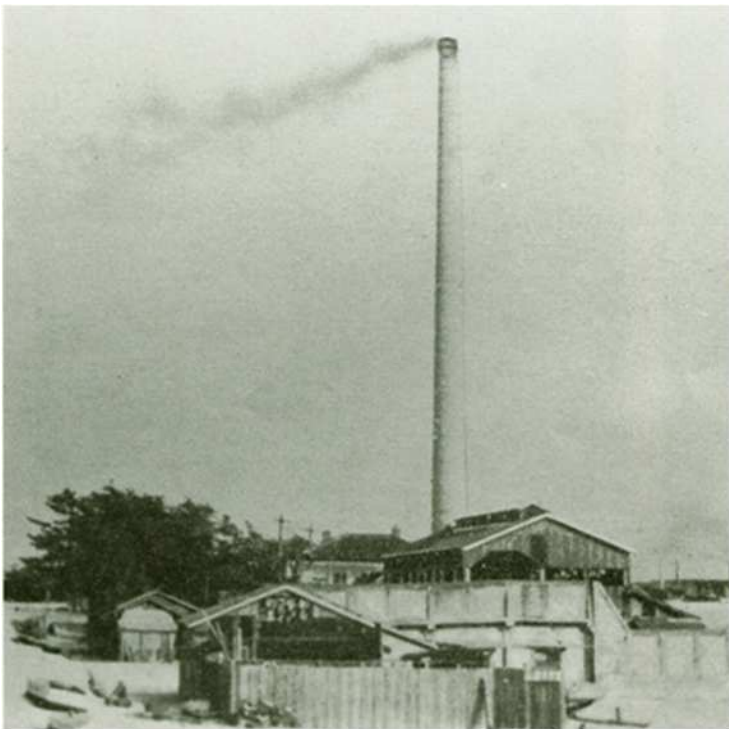
昭和15年11月10日、全国で173番目に芦屋市制が誕生した。その後、2代目の焼却場が、昭和38年に旧焼却場敷地内に3千2百万円で建設され、処理能力は1日40tであったが、昭和45年に1日60tに能力アップされた。(14年間稼動)

この焼却場も老朽化が進んだため、3代目が昭和52年、現浜風町に約33億円で1日75tの焼却炉が2基建設された。19年間稼動し、平成8年3月に4代目の環境処理センターが、126億円で建設され、現在に至っている。

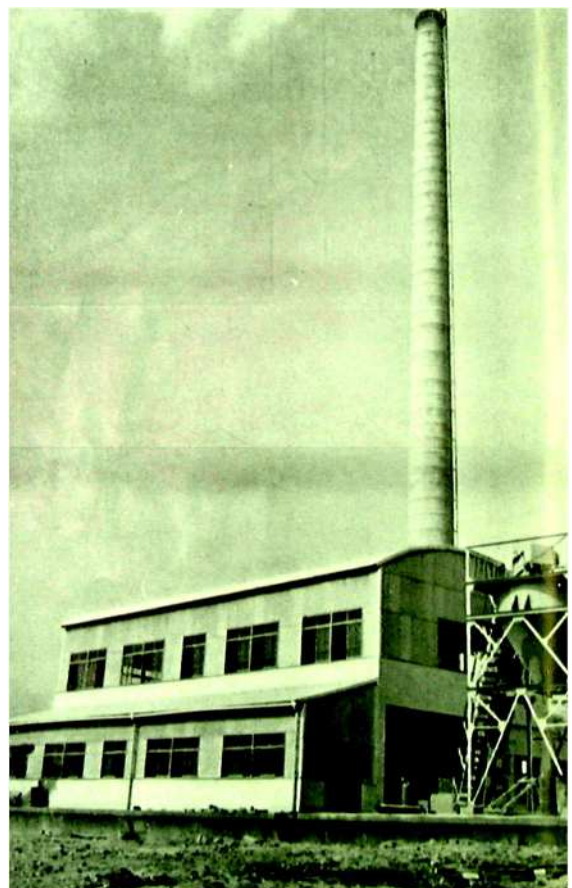
4代目の環境処理センターは、1日115tのごみを焼却する炉を2基備えている。焼却場の建設費は、昭和6年に建設された焼却場は年間村歳出の約17.3%、平成8年完成の新焼却場は平成5年（震災前）の市歳出約700億円の18%、いつの時代にとっても大変な支出であったことがわかる。

3 歴代ごみ焼却施設

1代目焼却場（昭和6年完成）



2代目焼却場（昭和38年完成）



3 代目焼却場（昭和 5 2 年完成）



4 代目焼却場（平成 8 年完成：現在稼働中）



Ⅲ ごみ処理事業概要

本市は、「小さな大都市・芦屋」をめざし、「誇りと愛着を感じる魅力ある国際文化住宅都市をさらに充実させること。」を基本目標に先駆的な取組を進め、わが国でも有数の住宅都市に発展した。

とりわけ、環境問題に対する市民意識の高まりから、ごみ処理事業の充実は、最も重要な施策のひとつに位置づけられている。

芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域以外の一般家庭から排出された一般廃棄物は、ごみ収集車で市直営と委託により収集される。事業所・商店から排出される一般廃棄物は、許可業者又は排出者が直接、環境処理センターに搬入している。芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域から排出される一般廃棄物（燃やすごみの一部）は、廃棄物運搬用パイプライン施設（空気輸送システム）で計画的に環境処理センターに輸送されてくる。その後、搬入された一般廃棄物は選別・破碎・焼却などの中間処理を行い、焼却残渣は大阪湾フェニックスにおいて最終処分される。

平成 7 年度にごみ質の多様化と公害防止の社会要請により、焼却施設の更新を行い安定処理を行っているが、資源化施設も含め安定した処理を継続的に行っていくため、計画的な施設整備を進めて行く中、令和 7 年 3 月、神戸市と可燃ごみ広域処理について協議書を締結しました。

また、本市のごみ排出量は減少傾向にあるが、全国の実績値と比べると高い値で推移している。今後とも、ごみ減量化や資源循環の意識啓発を高め、排出量の抑制を図るべく、市民の協力を得ながら積極的に減量化・再資源化に取り組む必要がある。

Ⅳ 収集・運搬

1 事業概要

本市では、ごみをより衛生的・効率的に収集するため、ごみ収集車及び廃棄物搬用パイプラインシステムでの収集を実施している。ごみ収集車での収集は、J R以北（楠町含む）地域を委託収集し、J R以南地域（芦屋浜・南芦屋浜地域一部、詳細は4番「収集区分・回数・方法及び廃棄物搬入先」参照）を市直営で収集している。

また、昭和51年芦屋浜地域の完成に合わせて、自然と人の調和のとれた快適な環境づくりを目指し、廃棄物運搬用パイプライン施設が全国に先駆け厚生省パイロット事業に採択され、国庫補助事業として建設し、昭和54年の入居と同時に供用開始した。

平成4年10月に、それまでの粗大ごみ・可燃ごみ・不燃ごみの3分別収集から、不燃ごみを缶・ビン・その他に細分別し、5分別収集を実施した。平成10年度には、復興住宅を含む南芦屋浜地域の一部もこのパイプラインシステムで収集している。平成12年7月からペットボトルの分別収集を実施し、平成16年4月から紙資源の行政回収を実施した。現在では、「燃やすごみ」・「段ボール」・「雑誌・チラシ・その他紙類」・「新聞紙」・「紙パック」・「ペットボトル」・「ビン」・「缶」・「その他燃やさないごみ」・「粗大ごみ」・「一時多量ごみ」・「植木剪定ごみ」の12分別収集となっている。

(1) ごみの種類と収集の概略

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法
燃やすごみ	週 2 回		J R以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北、芦屋浜（高浜町 1.10～20）、南芦屋浜（陽光町 8-20、海洋町 7～14、南浜町 10～18、涼風町）	市直営	ステーション方式
			J R以北、楠町	委託	ステーション方式
	随時		芦屋浜（新浜町、浜風町、高浜町 2～9、若葉町、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～6、南浜町 1～9）	市直営	パイプライン輸送
	月 1 回（パイプラインに投入できないもの）		芦屋浜（新浜町、浜風町、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8-20）	市直営	ステーション方式
		芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～6、南浜町 1～9）	委託		
燃やさないごみ	缶	第 3 週	J R以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北	市直営	ステーション方式
			J R以北、楠町	委託	
			芦屋浜（新浜町、浜風町、高浜町 1.10～20、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8-20、海洋町 7～14、南浜町 10～18、涼風町）	市直営	
			芦屋浜（高浜町 7 の一部）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～6、南浜町 1～9）	委託	
		毎週	芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）	委託	
		ビン	第 1・5・6 週	J R以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北	
	J R以北、楠町			委託	
	芦屋浜（新浜町、浜風町（5～8 を除く）、高浜町 1.10～20、緑町（1・3・4 を除く）、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8-20、海洋町 7～14、南浜町 10～18、涼風町）			市直営	
	芦屋浜（高浜町 7 の一部）、南芦屋浜（陽光町 1～7、南浜町 1～9、海洋町 1～6）			委託	
	毎週		芦屋浜（浜風町 5～8、高浜町 2～9、若葉町、緑町 1・3・4）	委託	
	その他		第 2・4 週	J R以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北	市直営
		J R以北、楠町		委託	
		芦屋浜（新浜町、浜風町、高浜町 1.10～20、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8-20、海洋町 7～14、南浜町 10～18、涼風町）		市直営	
		芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～6、南浜町 1～9）		委託	

紙資源等	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	J R以北（楠町を含む）、 芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、南浜町 1～9）は委託 J R以南（楠町を除く）、 芦屋浜（高浜町 1.10～20、浜風町、新浜町、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8-20、海洋町 7～14、南浜町 10～18、涼風町）は市直営	ステーション方式
	雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域		
	ペットボトル	第3週の水曜日及び 第1・5・6週	全市域（高浜町 2～9、若葉町を除く）		
		第1・3・4・5週の水曜日	高浜町 2～9、若葉町		
	新聞紙・紙バック	第4週の水曜日	全市域		
粗大ごみ		有料申込制	全市域	市直営	戸別収集
一時多量ごみ					
植木剪定ごみ					
さわやか収集					
事業所が排出するごみ		随時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ			全市域		

（2）収集事業課保有車両（令和6年4月1日現在）

車 種	用 途	台 数
回転板式塵芥車 ディーゼル車（2トン）	家庭ごみ	9 台
圧縮板式塵芥車 ディーゼル車（2トン）	特別清掃ごみ	2 台
リフト車（2トン）	粗大ごみ、家庭ごみ	4 台
軽 自 動 車	連絡用・管理用	3 台
合 計		18 台

（3）粗大ごみ・一時多量・植木剪定ごみ処理件数（年度別）

年度 種別	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
粗大ごみ	13,876	13,288	13,550	14,323	13,925
一時多量ごみ	322	251	205	250	159
植木剪定ごみ	87	77	58	57	70

(4) パイプライン施設概要（施設導入の経過等）

芦屋浜埋立地域は、自然との調和、都市機能の充実と安全への十分な配慮、文化的で健康的・快適な住環境、品位と風格と個性の創出を基本テーマとして計画され建設に取り組んだ面積 125ha、計画戸数 5,700 戸、人口 20,000 人の新しいまちで、その基本的な土地利用計画として公共公益施設を計画的・先行的に整備することであった。

その中で地域の高層住宅ゾーンは、市街地住宅団地における住宅等の工業化を促進し、良質な高層住宅のコストダウンを図るために、「良質で適正価格の高層住宅の開発」と「高層住宅における良好な住環境の整備」をテーマに「芦屋浜コンペ」が実施された。

このコンペの結果 ASTM 企業連合の提案が選ばれ、街づくりは昭和 50 年に始まった。

コンペ提案は、廃棄物運搬用パイプラインシステムを高層住宅地区に限り対象としていた。

しかしながら、パイプラインシステムの基本計画、基本設計を進めるなかで、テストプラントでの実験を行い、その技術的信頼度、経済性、環境改善等の効果が十分に期待できるものと判断して、芦屋浜地域全域を対象としてパイプラインシステムを採用する方針が決定された。

管径 500mm の輸送管延長 12k m、地区投入施設 100 箇所、3 台×560k w（設置時）のブロアなど収集センター施設とローカル施設とで構成される収集量 27.5 トン／日の施設が計画され、昭和 54 年 4 月から運転を開始した。

さらに南芦屋浜地域が「海に親しむ街づくり」を目標に開発面積 125.5ha、人口約 9,000 人、住宅戸数約 3,000 戸として計画され、平成 8 年 1 月に策定された土地利用基本計画に基づく震災復興住宅も平成 10 年 3 月に完成し入居が始まった。

収集センター施設は、南芦屋浜地域の計画に合わせ昭和 54 年に建設された旧収集センターを更新し、平成 10 年 8 月から新たに収集運転に入っている。

この南芦屋浜地域においては、芦屋浜地域のこれまでの実績等を考慮しパイプラインシステムの導入を決定し、地区開発計画に合わせ施設整備を進めてきたが、昨今の社会経済情勢の変化等により南芦屋浜地域のまちづくり計画が大幅に遅れ、継続して事業整備を進められない状況となり、平成 14 年度事業から中断している。

パイプライン施設は、地区投入施設から環境処理センターまでを直径 500mm の輸送管で結び、収集センター施設のブロワによって輸送管内に搬送用空気流を発生させ、地区投入施設に一時貯留された廃棄物を順次空気流に乗せて収集センター施設まで運搬するものである。

運搬された廃棄物は、収集センター施設内の分離機、貯留排出機、排出コンベアを経て焼却炉棟ごみピットに直接投入される。一方、搬送用空気は、防塵機、脱臭装置を経て大気中に放出される。

なお、パイプライン施設に投入できるごみは、燃やすごみの一部となっており、投入できない燃やすごみや燃やさないごみ等は、車両による収集をしている。

平成 30 年 12 月 21 日に芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例を制定し、施設の運用期間を芦屋浜区域は令和 21 年 3 月 31 日までを限度に、南芦屋浜区域は令和 33 年 3 月 31 日までを限度とした。

地区投入施設（地上投入口）



(5) パイプライン施設・設備全体概要

ア パイプライン施設・設備全体概要

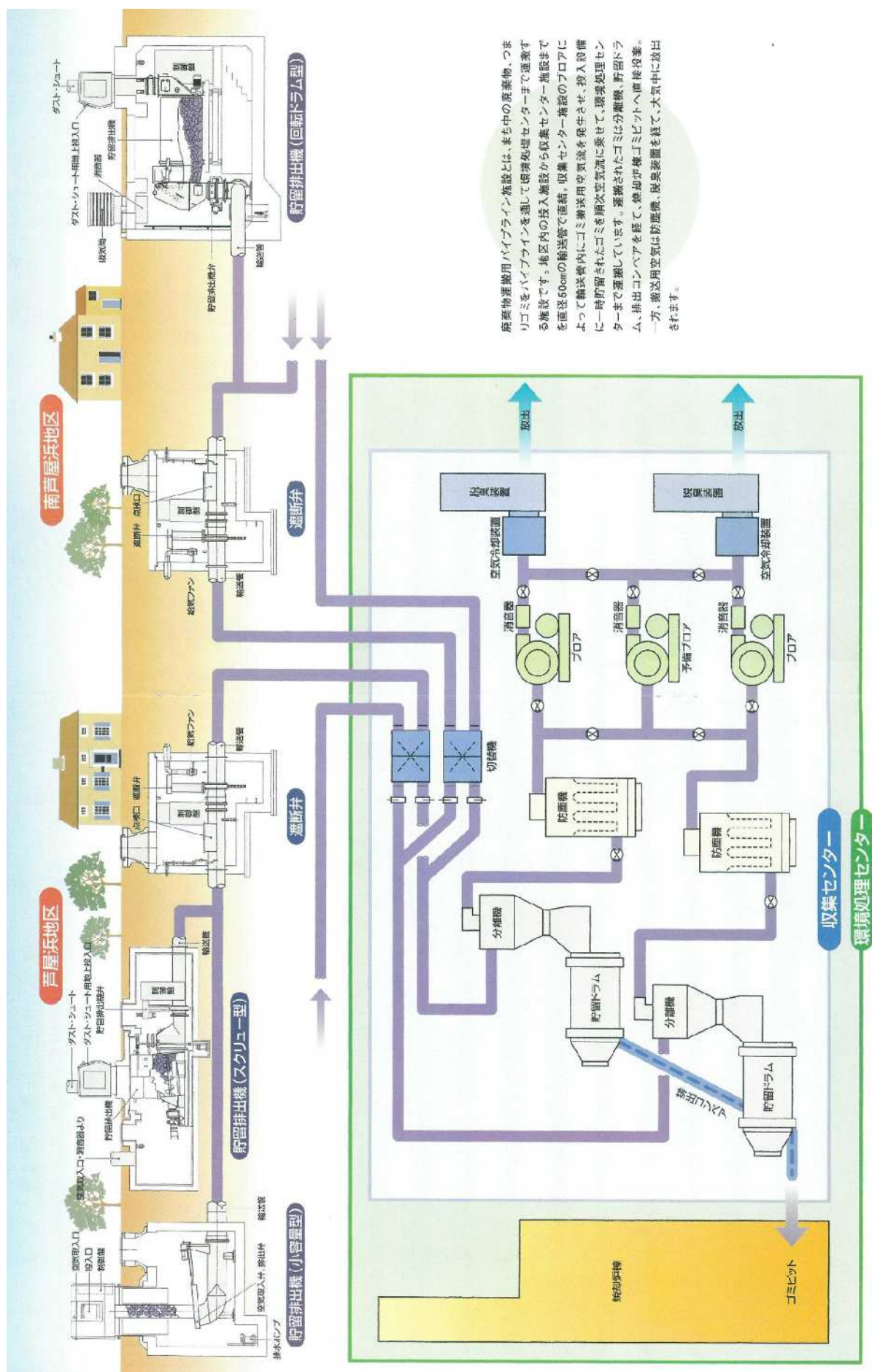
【パイプライン施設概要】

施設名称	芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設		
所在地	芦屋市浜風・新浜・高浜・若葉・緑・潮見・陽光・海洋・南浜町地内		
対象エリア	芦屋浜地区 125ha	南芦屋浜地区	125.5haの一部
系統	芦屋浜地区 2系統	南芦屋浜地区	2系統
設計収集量	29.0トン／日		
稼動開始	芦屋浜地区施設 昭和54年4月	南芦屋浜地区施設	平成10年8月
更新設備	収集センター施設 平成10年8月		

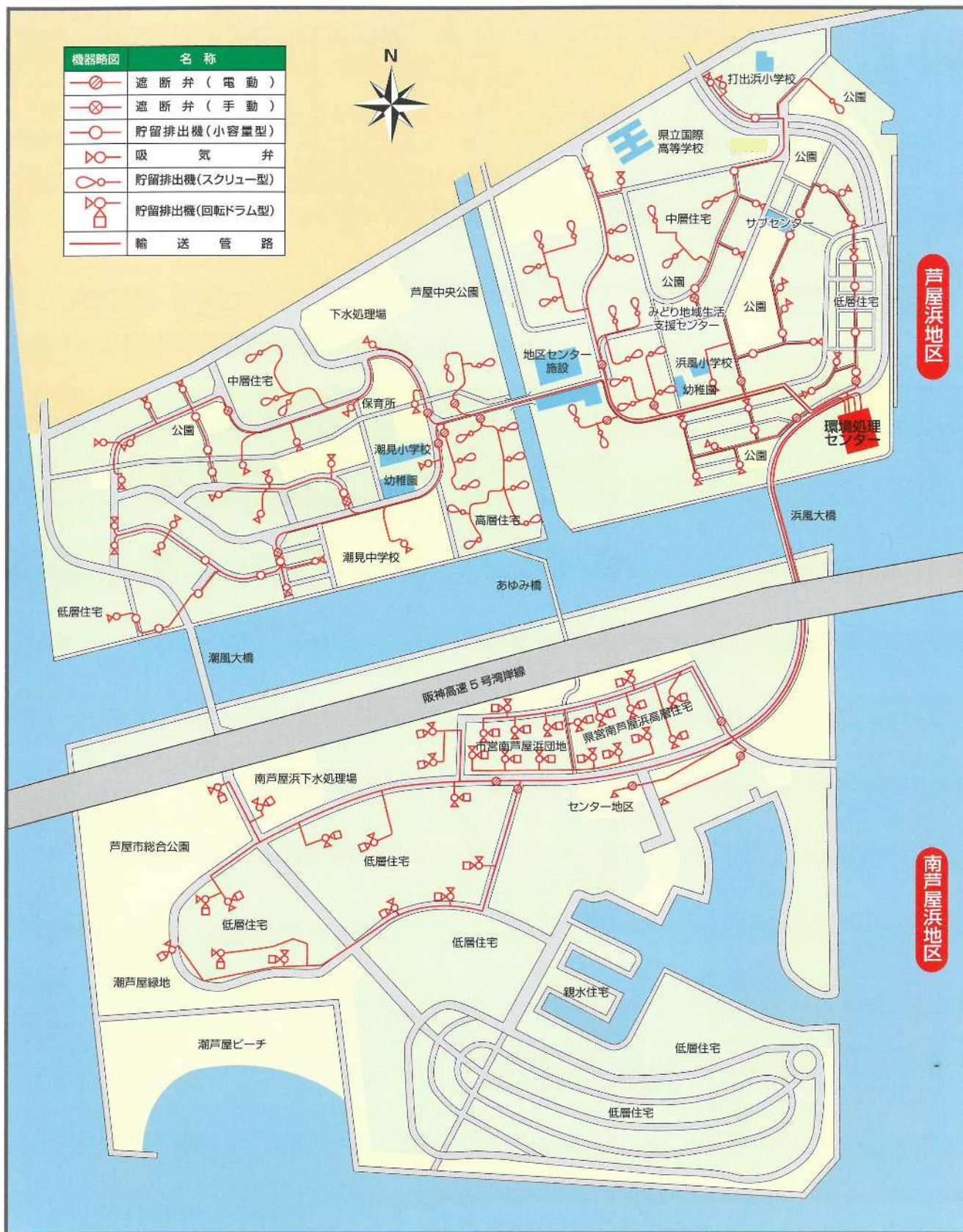
【パイプライン設備概要】

収集センター施設	運搬施設	輸送用ブロワ	3基	282m ³ ／min×650KW -5,835mmAq（吸込）300mmAq（吐出）	
		中央監視制御装置	1式	監視制御用コンピュータ（2台）・業務用コンピュータ（3台） 信号伝送装置及びローカルネットワーク	
	分離施設	ごみ分離機	2基	サイクロン形（スクリーン付） 処理ごみ量 常時 16トン／日 最大 29トン／日	
		貯留排出装置	2基	回転ドラム形 壁内負圧形φ3,000×約17,000L 貯留容量 70m ³	
		排出コンベア	1基	ベルトコンベア 排出能力 8m ³ ／min	
		電気設備	1式	制御盤・動力盤	
	脱臭・吸音防じん等に 必要な施設	脱臭装置	2基	活性炭吸着式横型フィンチューブ冷却器付	
		集塵装置	2基	バグフィルター式φ3,100×7,510H 面積175m ²	
		圧空装置	2基	空気圧縮機 圧力開閉器式圧力カウンター体形 アフタクーラ 水冷式ライン形 エアドライヤ 冷凍式	
芦屋浜地区施設	運搬施設	遮断弁	15基	自動 11基 手動 4基	
		輸送管	1式	鋼管 φ500mm 配管延長 12,000m 最遠距離 2,200m	
		点検口	92箇所	鋼製	
	投入施設	投入口	181箇所	ダストシュート 83箇所（管理：各施設所有者） 地上投入口 98箇所	
		貯留施設	99箇所	水平形排出弁 66箇所 貯留排出機（スクリュウ型） 33箇所	
南芦屋浜地区施設	運搬施設	遮断弁	5基		
		輸送管	1式	鋼管 φ500mm 配管延長 7,600m 最遠距離 2,400m	
		点検口	63箇所	鋼製	
	投入施設	投入口	161箇所	ダストシュート 132箇所（管理：各施設所有者） 地上投入口 29箇所	
		貯留施設	31箇所	貯留ドラム 1.0m ³ 13箇所 " 1.5m ³ 2箇所 " 3.0m ³ 16箇所	

イ 廃棄物運搬用パイプラインの流れ



ウ 芦屋浜地区と南芦屋浜地区管路図



V ごみ処理施設

1 事業概要

本市のごみ焼却施設は、平成8年3月にごみ質の多様化と公害防止の社会要請から旧ごみ焼却施設を更新し、稼働している。ごみ焼却施設の管理部門は市直営で行い、運転管理を民間委託（包括）している。

現在のごみ焼却施設は、ごみの完全焼却・公害防止・余熱の有効利用・自動化と省力化した施設となっている。

また、施設建設に際し、地元自治連合会と公害防止協定を締結し、地元代表者14人以内・市職員5人以内で構成する運営協議会を設置し、各種測定結果や運転状況を公表している。

不燃物等の処理については、民間委託を行い、旧ごみ焼却施設の一部を使用し資源化物の回収を行っている。

2 ごみ処理施設概要

(1) ごみ焼却施設設備概要

【施設概要】

施設名称	芦屋市環境処理センター
所在地	芦屋市浜風町31-1
敷地面積	23,697.53㎡
総事業費	約126億円（ごみ焼却施設）
工期	平成4年6月～平成8年2月
設計施工者	日本鋼管（株）

【設備概要】

受入供給設備	ごみピット（4,058m ³ ）
焼却設備	NKKーフェルント式／DG型 全連続燃焼式焼却炉 230t／日（115t／日×2炉）
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室（水噴射式）
排ガス処理設備	ろ過式集じん器（乾式バグフィルタ） 有害除去装置（消石灰吹込式・活性炭吹込式） 減温装置（水噴射式ガス冷却装置） 脱硝装置（触媒脱硝式）
排水処理設備	ごみピット汚水処理装置（炉内蒸発酸化方式） プラント排水処理設備（凝集沈殿処理方式）
余熱利用設備	温水発生器（多管式熱交換器）
通風方式	強制平衡通風
破碎設備 （平成10年3月31日稼働）	型式…二軸剪断式破碎機 NS-552SK 処理能力…10t／5h 破碎寸法 200mm以下

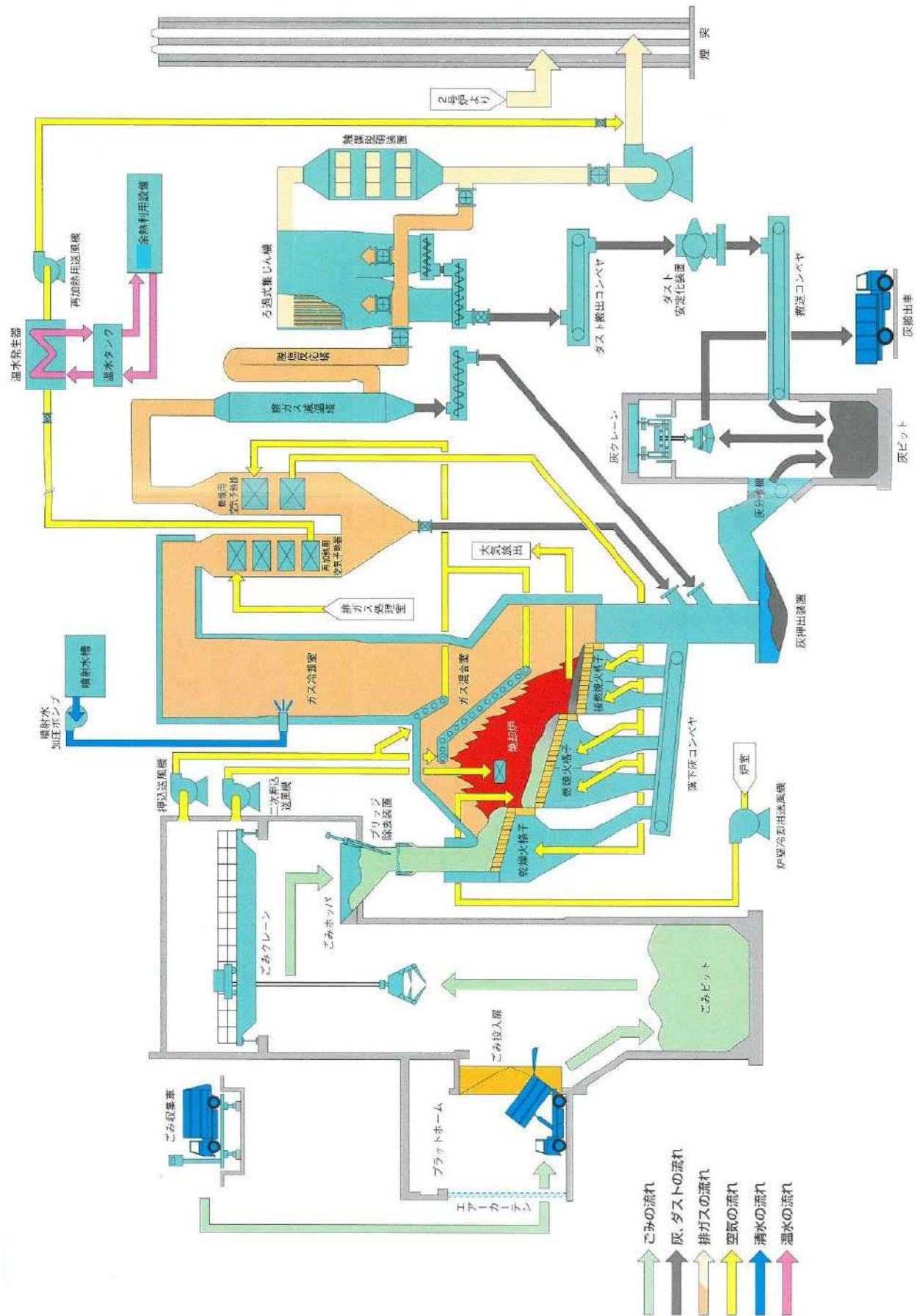
排ガス基準	項目	基準値	法規制値
	ばいじん量	0.02g/Nm ³ 以下	0.08g/Nm ³ 以下
	硫黄酸化物	20ppm以下	K=1.17(150ppm以下)
	塩化水素	25ppm以下	700mg/Nm ³ (430ppm)以下
	窒素酸化物	60ppm以下	250ppm以下
	全水銀	—	50 μg/Nm ³ 以下

※大気汚染防止法の改正により、H30.4.1から全水銀が追加になった。

【建物概要】

建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下1階 地上4階建
建築面積	2,839.21㎡
延床面積	6,436.25㎡
煙突	鉄筋コンクリート製矩形クローバ形、地上高5.9m

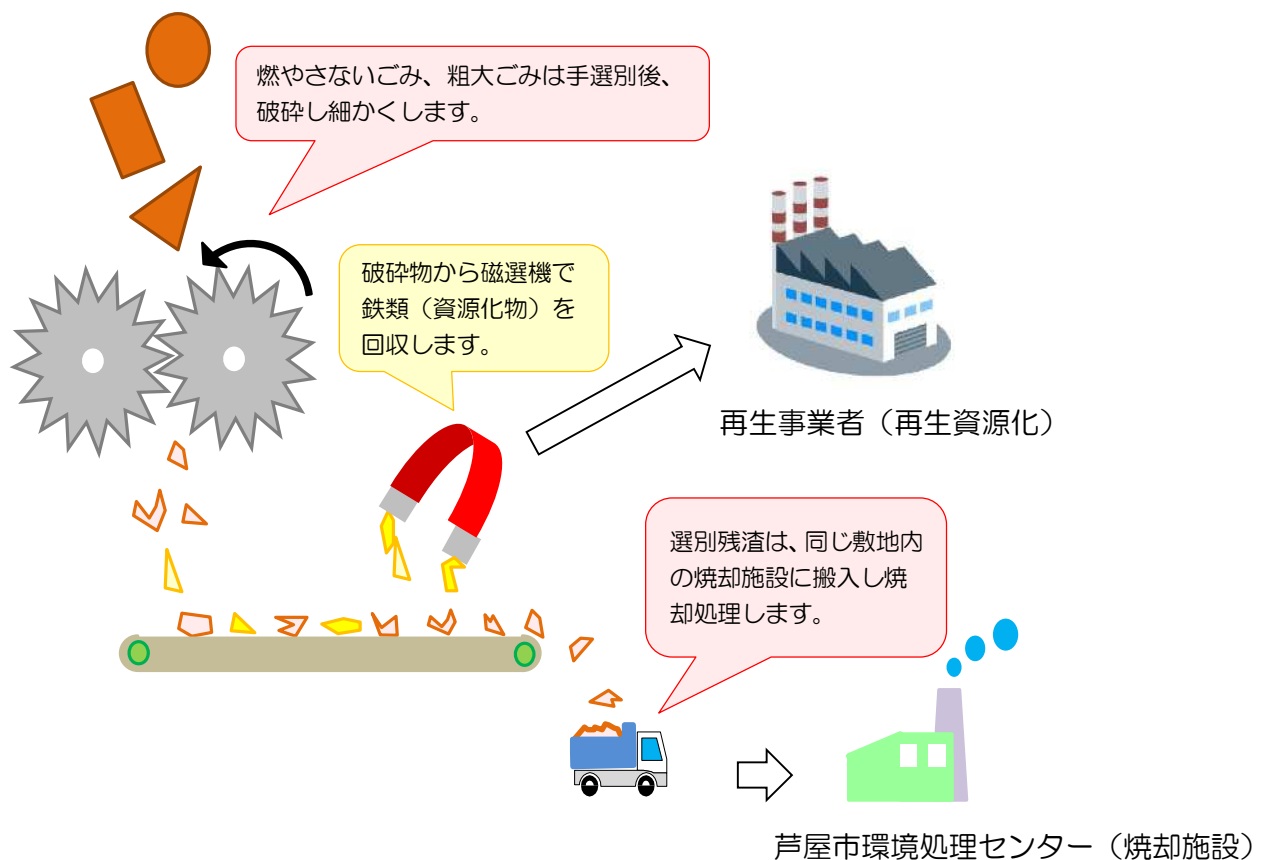
(2) ごみ焼却施設のしくみ



(3) 資源化施設概要（不燃物処理等）

【施設概要】

不燃物処理施設	缶圧縮設備	稼働日 … 昭和52年7月1日 型式 … カンスクイザー KC10-D3 処理能力 … 10t/8h
	切断設備	稼働日 … 平成2年11月1日 型式 … アリゲーター式切断機 スバルジャーHS-1501 切断力 … 刃元74t、刃先13t
	破碎設備	不燃性粗大ごみ用 稼働日 … 平成4年12月1日 型式 … 二軸剪断式破碎機 NS-452S 処理能力 … 5～8t/h 破碎寸法 300mm以下
	選別設備	ビン、缶選別用（供給コンベア+選別コンベア） 稼働日 … 平成4年7月23日 速度 … 3.8～15m/分
ペットボトル減容施設		稼働日 … 平成12年7月1日 （一部更新：平成28年12月22日） 型式 … 油圧 圧縮梱包式 処理能力 … 300kg/h



3 環境処理センターごみ搬入量及び処理量の推移（年度別）

（１）ごみ搬入量

（ｔ）

		年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
燃やすごみ	収集ごみ	直 営	7,030	6,931	6,782	6,353	5,916
		パイプライン	2,242	2,367	2,004	2,152	2,012
		委 託	7,319	7,165	6,942	6,495	6,168
	植木剪定ごみ	直 営	36	57	33	29	32
	持込ごみ	許 可	5,615	5,661	5,871	5,814	5,532
		自 己	3,611	3,640	3,315	3,624	3,377
	計		25,853	25,821	24,948	24,468	23,037
紙資源等	紙資源	直 営	337	323	315	303	274
		委 託	667	627	621	621	596
	ペットボトル	直 営	126	123	127	127	117
		委 託	109	106	112	113	119
	計		1,238	1,180	1,176	1,164	1,106
燃やさないごみ	収集ごみ	直 営	797	744	702	633	552
		委 託	938	858	798	743	680
	粗大ごみ	直 営	320	305	291	287	293
	一時多量ごみ	直 営	132	94	75	118	62
	持込ごみ	許 可	126	137	122	122	188
		自 己	386	338	317	267	290
	計		2,700	2,477	2,306	2,169	2,065
合 計		29,791	29,477	28,430	27,802	26,209	

●収集・持込別ごみ搬入量

（ｔ）

パイプライン収集	2,242	2,367	2,004	2,152	2,012
直 営 車 両 収 集	8,778	8,577	8,327	7,851	7,247
委 託 車 両 収 集	9,033	8,757	8,472	7,971	7,563
許 可 業 者 持 込	5,741	5,797	5,994	5,936	5,719
自 己 搬 入 者 持 込	3,997	3,978	3,632	3,891	3,667
計	29,791	29,477	28,430	27,802	26,209

（２）ごみ処理量

（ｔ）

再生資源量	紙 資 源 （収 集 分）	1,004	950	936	924	870
	紙 資 源 等（場 内 分）	89	84	68	85	94
	ペ ッ ト ボ ト ル	179	185	190	193	209
	金属類等（ビン、缶、金属類）	948	911	866	814	787
	小 型 家 電	86	77	63	63	51
	計	2,306	2,207	2,124	2,079	2,011

焼 却 処 理 量	27,485	27,269	26,306	25,723	24,198
-----------	--------	--------	--------	--------	--------

焼却灰等	埋立（焼却灰、ばいじん処理物）	4,344	4,292	4,100	3,888	3,723
	再生資源化（焼却灰）	17	28	66	67	75
	計	4,361	4,320	4,166	3,955	3,798

（ｇ）

1 人 1 日 当 た り 処 理 量	855	847	816	801	763
---------------------	-----	-----	-----	-----	-----

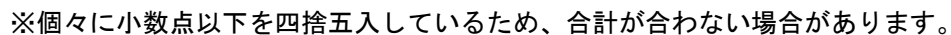
※環境処理センターでのごみ処理量のため、集団回収を含まない。

（人）

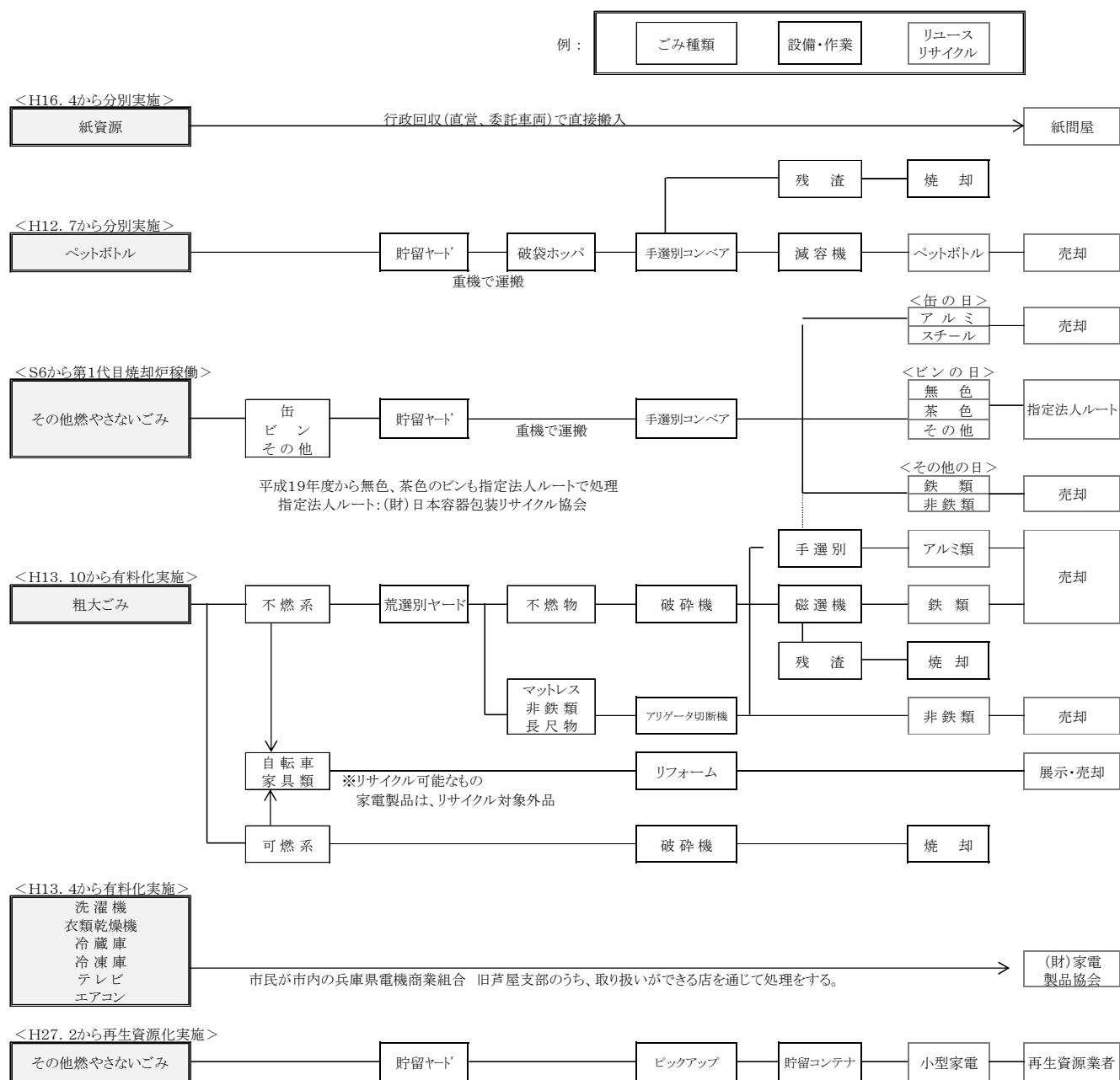
人 口 1 0 / 1	95,475	95,305	95,367	94,824	94,078
-------------	--------	--------	--------	--------	--------

※個々に小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(1) ごみ全体のフロー



(2) 燃やさないごみ・粗大ごみ再資源化フロー



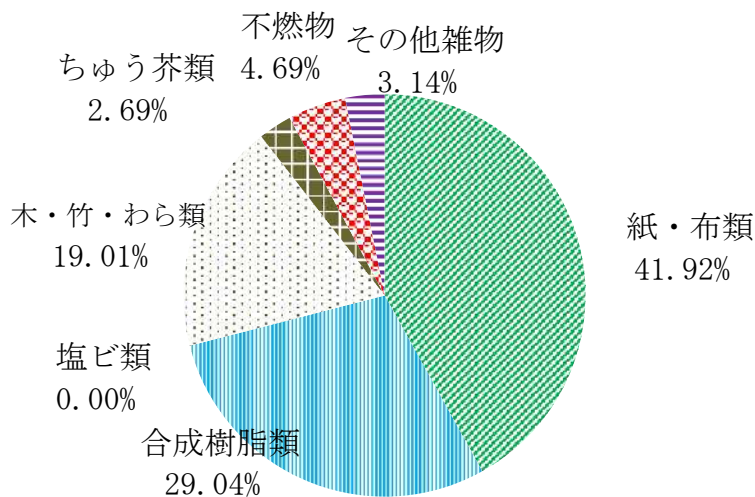
5 ゴミ質組成分析

(1) 燃やすごみ（ごみ焼却施設の管理運営のため、環整 95 号に基づいて分析した値です。）

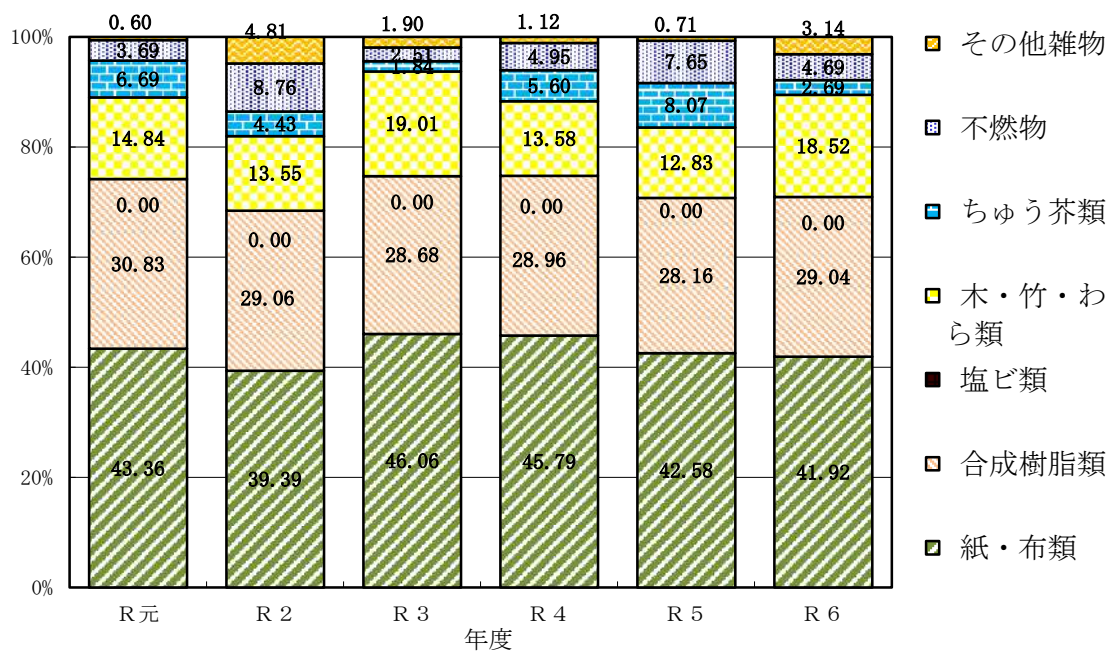
ア 燃やすごみ組成の推移（年平均値・年度別）（乾き）

区 分		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
種 類 別 組 成	紙・布類	%	43.36	39.39	46.06	45.79	42.58	41.92
	合成樹脂類	%	30.83	29.06	28.68	28.96	28.16	29.04
	塩ビ類	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	木・竹・わら類	%	14.84	13.55	19.01	13.58	12.83	18.52
	ちゅう芥類	%	6.69	4.43	1.84	5.60	8.07	2.69
	不燃物	%	3.69	8.76	2.51	4.95	7.65	4.69
	その他雑物	%	0.60	4.81	1.90	1.12	0.71	3.14
単位体積重量		kg／m ³	110	124	116	119	119	135
低位発熱量		J／g	9,930	9,363	9,433	8,995	8,305	8,965
三 成 分	水 分	%	35.29	35.00	38.91	39.34	41.88	39.89
	灰 分	%	7.30	10.60	5.77	7.64	8.40	7.17
	可燃分	%	57.42	54.41	55.32	53.02	49.72	52.94

イ 燃やすごみの組成割合（令和 6 年度）（乾き）



ウ 燃やすごみ組成の推移（年度別）（乾き）



(2) 燃やさないごみ

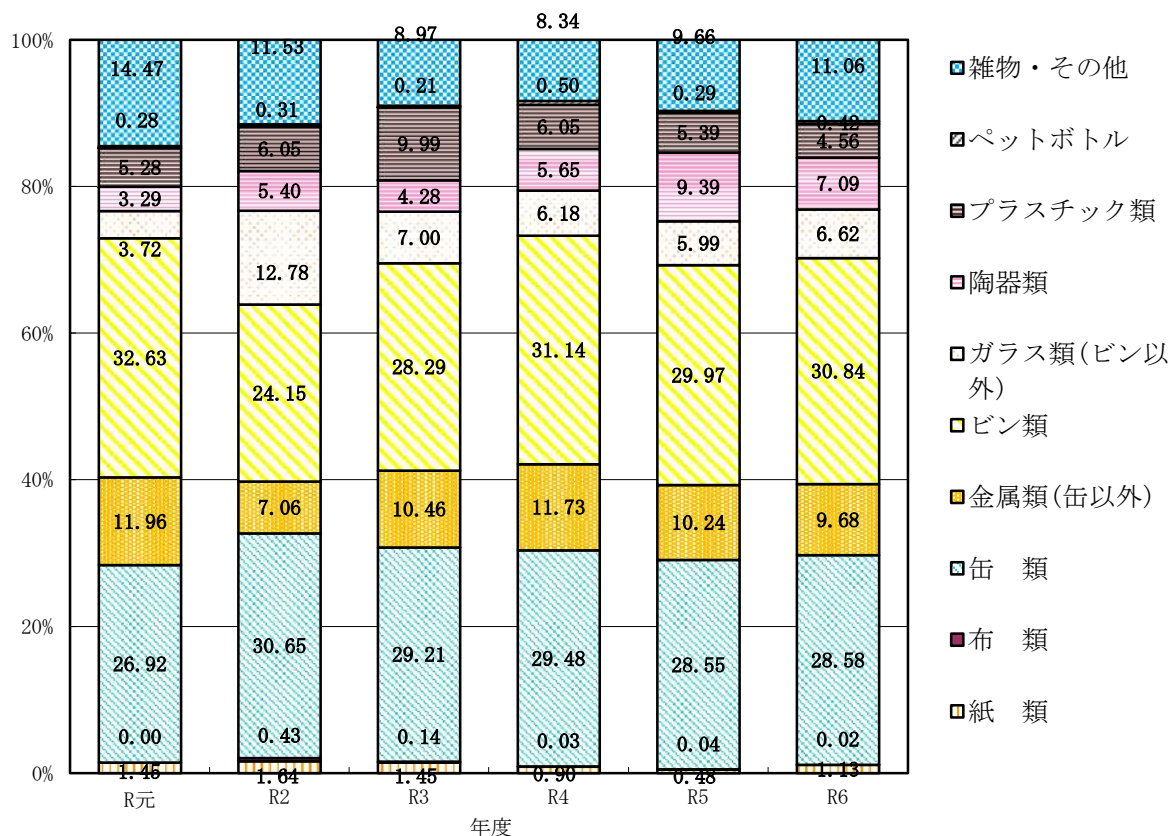
ア 燃やさないごみ組成の推移(年度別)

燃やさないごみ(缶・ビン・その他)の組成分析値

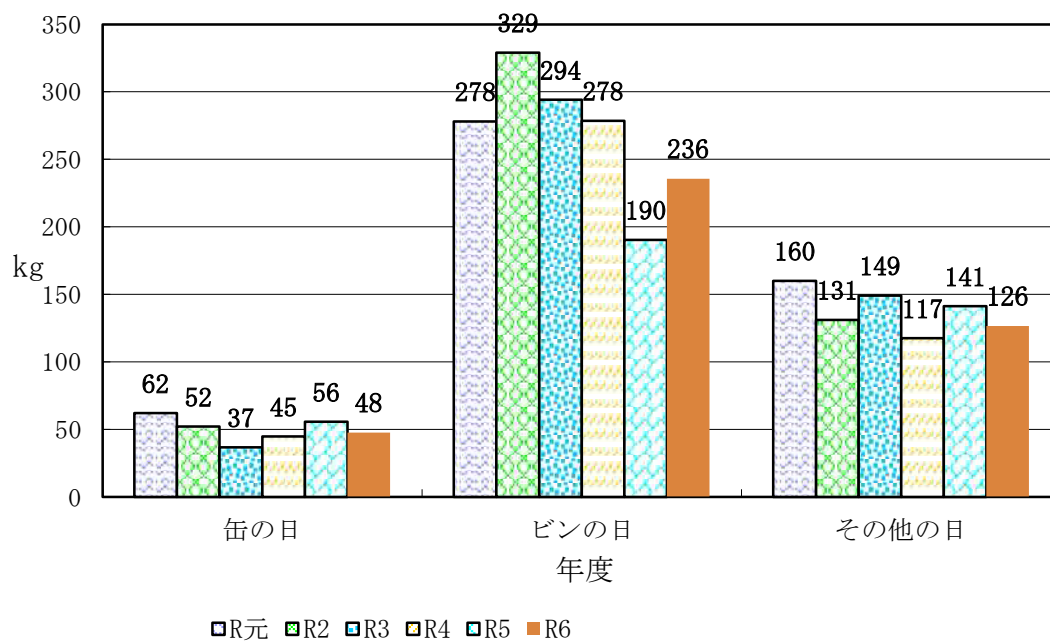
単位: 重量%(カサ比重は kg/m³)

収集区分	収集対象	組成分類	R元	R2	R3	R4	R5	R6	平均
缶の日		紙 類	0.17	0.42	0.43	0.16	0.03	0.21	0.24
		布 類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	○	缶 類	79.38	90.88	86.79	87.32	84.89	84.26	85.58
		金属類(缶以外)	15.75	3.86	8.14	7.16	10.83	10.12	9.31
		ビン類	0.17	0.85	1.26	0.84	1.06	1.09	0.88
		ガラス類(ビン以外)	0.12	0.25	0.00	0.12	0.00	0.09	0.10
		陶器類	0.21	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	0.04
		プラスチック類	3.19	2.74	2.90	2.91	2.51	3.20	2.91
		ペットボトル	0.31	0.51	0.45	1.49	0.55	0.90	0.70
		雑物・その他	0.70	0.49	0.03	0.00	0.09	0.13	0.24
		カサ比重	62	52	37	45	56	48	50
ビンの日		紙 類	0.59	0.40	0.24	0.54	0.29	0.45	0.42
		布 類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		缶 類	0.03	0.01	0.02	0.04	0.07	0.04	0.03
		金属類(缶以外)	0.22	0.07	0.08	0.12	0.10	0.05	0.11
	○	ビン類	94.25	68.63	82.93	89.21	86.61	86.34	84.65
		ガラス類(ビン以外)	4.47	29.86	15.26	9.05	11.69	11.82	13.69
		陶器類	0.09	0.05	0.55	0.38	0.09	0.13	0.22
		プラスチック類	0.22	0.86	0.86	0.65	0.78	0.70	0.68
		ペットボトル(ビンに混合)	0.08	0.12	0.06	0.01	0.25	0.30	0.14
		雑物・その他	0.05	0.00	0.00	0.00	0.12	0.18	0.06
		カサ比重	278	329	294	278	190	236	267
その他の日		紙 類	3.60	4.10	3.67	2.00	1.13	2.72	2.87
		布 類	0.00	1.30	0.43	0.08	0.12	0.05	0.33
		缶 類	1.35	1.06	0.83	1.08	0.70	1.45	1.08
	○	金属類(缶以外)	19.92	17.26	23.15	27.91	19.77	18.90	21.16
		ビン類	3.44	2.94	0.66	3.37	2.23	5.08	2.95
	○	ガラス類(ビン以外)	6.57	8.23	5.75	9.36	6.29	7.96	7.36
	○	陶器類	9.58	16.16	12.29	16.57	28.05	21.14	17.30
		プラスチック類	12.44	14.55	26.23	14.58	12.89	9.79	15.08
		ペットボトル	0.45	0.30	0.11	0.02	0.06	0.05	0.16
	○	雑物・その他	42.65	34.10	26.88	25.03	28.76	32.86	31.71
		カサ比重	160	131	149	117	141	126	138

イ 燃やさないごみ組成の推移（年度別平均値）



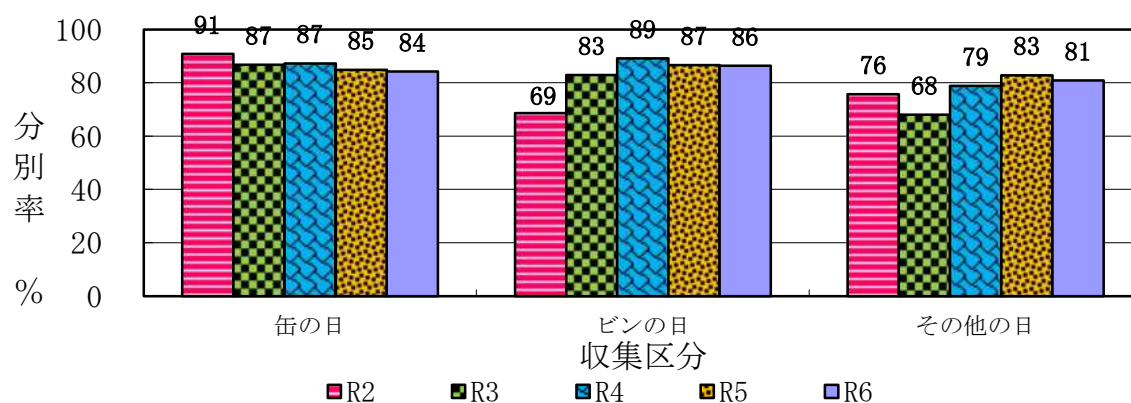
ウ 燃やさないごみ収集別カサ比重の推移（年度別）



エ 燃やさないごみ分別率の推移（年度別）

単位：重量％

収集区分	収集対象	R2	R3	R4	R5	R6
缶の日	スチール缶・アルミ缶類	90.88	86.79	87.32	84.89	84.26
ビンの日	ジュース・調味料等のビン類	68.63	82.93	89.21	86.61	86.34
その他の日	ガラス・金属・陶器・その他	75.75	68.07	78.86	82.87	80.86



オ ペットボトルの分別率

単位：重量％

組 成 分 類	R2	R3	R4	R5	R6
ペ ッ ト ボ ト ル	97.70	94.10	93.50	93.60	93.90
そ の 他 プ ラ ボ ト ル	2.00	2.30	1.50	1.20	2.40
そ の 他 ダ ン ボ ー ル 等	0.30	3.60	5.00	5.20	3.70

ペットボトルの排出状態	R2	R3	R4	R5	R6
キャップを取ってある物	74.90	72.40	72.40	80.80	82.00
中を水で洗ってある物	53.00	78.20	68.40	68.50	81.00
つぶしてある物	98.70	87.40	84.90	73.40	94.80

6 環境処理センターの運転状況結果（令和6年度）

規制値：法等に基づく数値
基準値：住民協定に基づく数値

（１）焼却灰熱灼減量				単位：％
項	目	年平均値	規制値	
熱	灼 減 量	4. 19	10. 00	

（２）騒音・振動・臭気

・騒 音				単位：d B
区 分	焼却炉運転中	敷地境界に おける基準値		境界外
	境界内			
測 定 日	R6. 11. 6～7	—		R6. 11. 6～7
<朝>午前6時～午前8時	48(52)	50		52(56)
<昼>午前8時～午後6時	49(55)	60		54(58)
<夕>午後6時～午後10時	45(49)	50		48(52)
<夜>午後10時～午前6時	43(44)	45		45(46)

（ ）内は周辺の道路騒音等(外乱)を含む数値

・振 動				単位：d B
区 分	焼却炉運転中	敷地境界に おける基準値		境界外
	境界内			
測 定 日	R6. 11. 6～7			R6. 11. 6～7
<昼間>午前8時～午後7時	25	60		<25
<夜間>午後7時～午前8時	<25	55		<25

・悪臭測定	
区 分	環境処理センター敷地境界
測 定 日	R6. 11. 13
悪 臭 物 質 濃 度	すべて悪臭防止基準内

（３）大気環境調査

区 分	単 位	打出浜小学校		高浜町9高層		規制値
測 定 日	—	R6. 10. 24～25	R7. 2. 18～19	R6. 10. 24～25	R7. 2. 18～19	(一日平均環境基準)
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0. 015	0. 008	0. 016	0. 009	0. 10
二酸化硫黄	ppm	0. 001	0. 001	0. 001	0. 001	0. 04
二酸化窒素	ppm	0. 001	0. 005	<0. 001	0. 005	0. 04～0. 06又はそれ以下
一酸化窒素	ppm	0. 005	0. 001	0. 004	0. 001	—
塩化水素	ppm	<0. 001	0. 001	<0. 001	0. 001	—
水 銀	μg/m ³	0. 0012	0. 0023	0. 0024	0. 0022	指針値 0. 04

※水銀指針値は、年平均値であり、環境省中央環境審議会の規定数値

（４）排出ガスの排出濃度

区 分	単 位	2 号 炉	2 号 炉	1 号 炉	1 号 炉	2 号 炉	1 号 炉	基準値	規制値
測 定 日	—	R6. 4. 17	R6. 5. 21	R6. 7. 18	R6. 8. 27	R6. 11. 13	R7. 1. 30		
ば い じ ん	g/m ³ N	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	<0. 001	0. 02	0. 08
硫黄酸化物	ppm	<1	<1	<1	<1	<1	1	20	150
窒素酸化物	ppm	38	37	30	22	33	36	60	250
塩化水素	ppm	9	14	20	18	4	13	25	430

（５）排ガス中のダイオキシン類

単位：等価換算値 ng-TEQ/m ³ N			
区 分	1 号 炉	2 号 炉	規制値
測 定 日	R6. 8. 28	R6. 4. 18	
ダイオキシン類	0. 0220000	0. 060000	1. 00

（６）焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類

区 分	焼却灰				規制値	バグ灰			
測 定 日	R6. 5. 7	R6. 8. 6	R6. 11. 5	R7. 2. 4		R6. 5. 7	R6. 8. 6	R6. 11. 5	R7. 2. 4
ダ イ オ キ シ ン 類	0. 0026	0. 00710	0. 0150	0. 0110	3	3. 2	4. 2	3. 0	4. 2

※バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。

（７）排出ガスの水銀濃度

区 分	単 位	2 号 炉	2 号 炉	1 号 炉	1 号 炉	2 号 炉	1 号 炉	規制値
測 定 日	—	R6. 4. 19	R6. 6. 13	R6. 7. 19	R6. 9. 12	R6. 11. 14	R7. 2. 26	
全 水 銀	μg/Nm ³	0. 6	2. 4	1. 6	4. 6	0. 2	2. 6	50

VI 最終処分

1 事業概要

本市では、燃やすごみと選別残渣ごみ（燃やさないごみで有価物以外のごみ）は、全量をごみ焼却施設において焼却処理を行っている。

焼却灰は、ごみ焼却炉の灰押出機から灰ピットに排出している。

ばいじんは、ろ過式集塵器（バグフィルター）で捕集された灰です。ばいじん処理物は、ばいじんをダスト安定化装置で薬剤処理し、重金属が溶出しないようにしたものです。

灰ピットに分離貯留された焼却灰とばいじん処理物は、別々に、大阪湾広域臨海環境整備センター「尼崎基地」に陸送し、その後、海上輸送で神戸沖埋立処分場に海面埋立てをしている。

焼却灰の一部は、平成26年度からセメント原料として再資源化をしている。

2 灰の発生量等（年度別）

（1）発生量

（t）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
焼却灰、ばいじん処理物の埋立量	4,344	4,292	4,100	3,888	3,723
焼却灰の再資源化量	17	28	66	67	75
計（発生量）	4,361	4,320	4,166	3,955	3,798

（2）発生率

（%）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
灰の発生率	15.87	15.88	15.84	15.38	15.70

ページ調整のため余白

第6章 ごみ減量化・再資源化事業

I 事業概要

本市では、全国の自治体に先駆け、昭和56年から資源ごみ集団回収報奨金制度を発足させ、ごみの減量化・再資源化を促進してきた。芦屋浜シーサイドタウンにおいては、昭和56年10月から缶、ビンの分別収集を行い、さらに、平成4年10月から燃やさないごみを缶、ビン、その他の燃やさないごみの細分別収集に取り組み、市民の積極的な協力によりごみ減量化・再資源化に効果を上げてきた。環境処理センター内では、分別回収された燃やさないごみからアルミ・鉄・ガラス等を選別し、再資源化を行っている。

近年の取組では、令和3年1月に「芦屋市におけるフードドライブ事業に関する覚書」を本市と生活協同組合コープこうべと芦屋市社会福祉協議会とで締結、令和5年10月から指定ごみ袋制度を導入、令和6年1月に本市と芦屋市商工会で「紙パッキリサイクルの連携に関する協定書」を締結、同年3月には本市と大栄環境(株)、豊田通商(株)、サントリー食品インターナショナル(株)、サントリーホールディングス(株)と「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定書」を締結、同年4月からごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入、令和7年3月に本市と植田油脂(株)、ENEOS(株)と「廃食用油のリサイクルに関する連携協定書」を締結するなど、ごみの減量化・再資源化を推進している。

また、令和6年11月と令和7年3月に「本・古着の交換会」を試行的に開催した。

II ごみ減量化・再資源化施策

1 再生資源集団回収（年度別）

資源ごみの有効利用とごみの減量を図り、ごみ問題に対する意識の向上を図ることを目的とする。

(1) 登録団体数

(団体)

項 目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
自治会・町内会	37	37	38	39	39
老人会・子供会	18	17	16	15	14
集合住宅管理組合	121	123	119	118	117
その他の団体	5	5	5	6	6
合 計	181	182	178	178	176

(2) 回収量

(k g)

回 収 品 目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
新聞	1, 243, 695	1, 177, 077	1, 102, 387	988, 871	908, 250
雑誌・チラシ・その他紙類	1, 008, 066	926, 294	864, 191	818, 731	800, 701
段ボール	659, 602	674, 906	666, 396	659, 199	675, 129
紙パッキ類	1, 454	1, 587	1, 312	805	734
古着	86, 562	105, 497	101, 645	96, 199	100, 381
缶	74, 703	76, 374	75, 579	74, 658	76, 234
合 計	3, 074, 082	2, 961, 735	2, 811, 510	2, 638, 463	2, 561, 429

※ S 5 6 年度から事業開始。 H 1 6 年 2 月からビンは対象外とした。

(3) 報奨金

(円)

項 目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
上半期	6, 352, 420	6, 050, 432	5, 758, 844	5, 337, 020	5, 180, 996
下半期	5, 943, 908	5, 796, 508	5, 487, 196	5, 216, 832	5, 064, 720
合 計	12, 296, 328	11, 846, 940	11, 246, 040	10, 553, 852	10, 245, 716

※ H 1 6 年 2 月から k g 当たり 6 円を 4 円にした。

2 粗大ごみのリユース（繰り返し使う。）（年度別）

平成8年9月から環境処理センターに搬入された再生可能な家具や自転車などの粗大ごみを修理し、再生品として資源化を行い、市民を対象としてリユースフェスタを開催している。

項 目	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
開催回数	1	2	1	2	2
展示品数	74	133	68	145	132
応募者数	133	165	115	208	163

※ホームページで開催し、期間中に現物の展示会も開催。

R 6 年度 内訳

項 目	1 回目	2 回目
	R6. 6. 1～6. 30	R7. 1. 1～1. 31
展示品数	64	68

3 再生資源回収量（年度別）

分別収集したごみから回収した再生資源量 (t)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
紙資源(行政回収)	1,004	950	936	924	870
紙資源(持ち込み)	86	83	67	83	93
スチール缶	69	62	59	58	57
アルミ缶	70	72	64	49	43
シュレッダー	222	208	194	204	206
スクラップ	11	11	9	16	15
アルミ屑	6	6	6	6	7
ステンレス屑	3	3	3	3	3
被覆電線	4	4	3	3	3
銅	0	0	0	0	0
真鍮	0	0	0	0	0
ペットボトル	179	185	190	193	209
ビン	562	544	527	475	453
小型家電	86	77	63	63	51
古着	3	2	1	1	1
計	2,306	2,207	2,124	2,078	2,011

※ 環境処理センターに搬入されるごみは、平成25年4月からステンレス屑、被覆電線、平成27年2月から小型家電、平成27年4月から紙類、古着、平成29年3月から銅、真鍮のリサイクルを開始した。

※ 紙類は、行政回収で再生業者に直接搬出しており、環境処理センターに持ち込まれる紙類も収集事業課がその時に搬出していた。平成27年4からは別途搬出とした。

4 リサイクル率の推移（年度別）

(%)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
リサイクル率	16.4	15.9	16.0	15.9	16.2

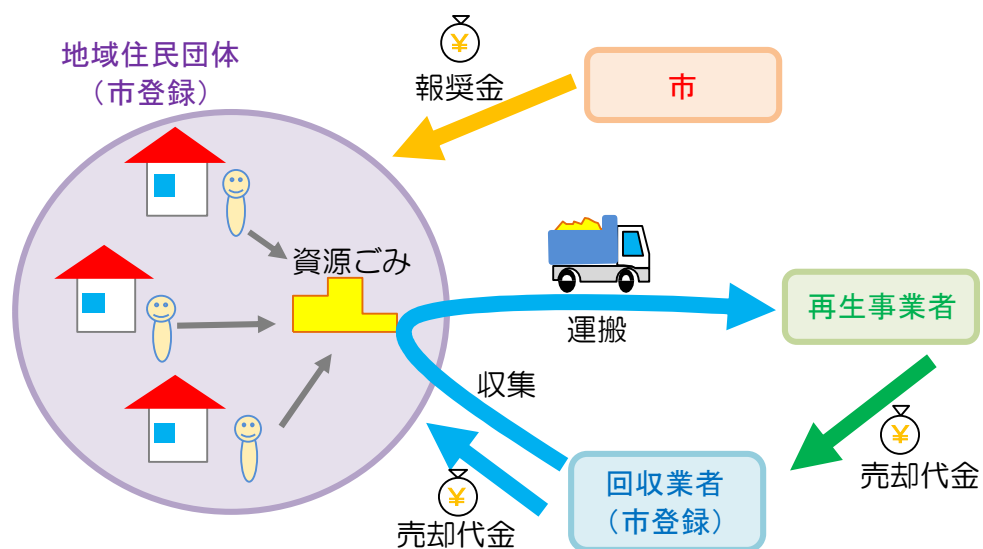
※ 端数は調整している。

5 生ごみ堆肥（コンポスト）化容器の購入助成制度（終了）

生ごみ堆肥化容器購入助成は、平成4年度から19年度までに575基の利用があり、再利用意識の高揚など一定の成果を挙げたことから、平成20年3月末をもって終了した。

電気式の生ごみ処理機は、電気を使用することから環境に負荷を与えるため、新たな助成制度を設けることは考えていない。

再生資源集団回収イメージ



第7章 啓 発 事 業

I ごみの減量化、再資源化啓発等に関する取組一覧表（令和6年度）

リユースフェスタの開催

- ① R6. 6. 1 ~ 6. 30 応募者数 77 人
② R7. 1. 1 ~ 1. 31 応募者数 86 人

環境フリーマーケットの開催（商工会共催）

- ① R6. 5. 19 J R 芦屋駅北側ペデストリアンデッキ
② R6. 11. 3 J R 芦屋駅北側ペデストリアンデッキ

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」の推進

- ・登録店に実施内容を確認し、市ホームページに店名などを掲載 登録店：51 店舗

廃棄物減量等推進審議会の開催

- ① R6. 9.18 議題 (1) 芦屋市の現状と廃棄物減量等推進審議会での取組む内容について
(2) 神戸市・芦屋市一般廃棄物の広域処理について
(3) 芦屋市環境処理センター施設整備について
- ② R7. 3.13 議題 (1) 令和7年度芦屋市一般廃棄物処理実施計画(案)について
(2) 神戸市・芦屋市一般廃棄物の広域処理について
(3) 芦屋市環境処理センター施設整備について

再生資源集団回収報奨金の交付

- ① R6.8 上半期 1,295 t 5,180,996 円
- ② R7.2 下半期 1,266 t 5,064,720 円

住みよい芦屋をつくるポスター展の開催

- ・R6.12.3～R6.12.16 応募数：290人
- ・場所 市役所北館1階玄関展示コーナー

フードドライブの開催

- ・生活協同組合コープこうべ市内3店舗（コープデイズ芦屋店、コープ浜芦屋店、コープ打出浜店）で、芦屋市社会福祉協議会と連携し恒常的なフードドライブを実施
年間回収数量：1,846 kg

パソコン・小型家電のリサイクル

- ・リネットジャパンリサイクル株式会社及びS Gムービング株式会社と連携し、小型電子機器及び特定家庭用機器のリサイクルを実施
- 小型電子機器：6,707 kg 645 件
- 特定家庭用機器：16 台 13 件

その他

- ・本・古着の交換会を試行的に実施（11月と3月の2回開催）
- ・芦屋市と株式会社マーケットエンタープライズとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定 令和6年12月
- ・廃食用油のリサイクルに関する連携協定（植田油脂株式会社、ENEOS株式会社）
令和7年3月

令和 6 年 度

芦 屋 市

ご み 処 理 事 業 概 要

発 行 : 芦 屋 市 市 民 生 活 部
環 境 ・ 経 済 室
環 境 施 設 課
収 集 事 業 課

令和 7 年 9 月作成

環境施設課 電 話 (0797) 32-5391

F A X (0797) 22-1599

収集事業課 電 話 (0797) 22-2155

F A X (0797) 32-6247

〒659-0032 芦屋市浜風町 3 1 番 1 号